

労働条件

1 雇用期間

採用日から、その年度の3月31日まで

(基本更新となります。また、5回目の更新後の1年間に、無期転換の申込権が発生し、無期か有期かを選択できます。)

2 勤務内容

(1) 就業場所

旭川市神楽3条4丁目1-18

社会福祉法人旭川市社会福祉協議会神楽事務所

(旭川市社会福祉協議会指定訪問介護事業所)

(2) 業務内容

訪問介護業務(介護福祉士又は介護職員初任者研修修了者が必須となります。)

(3) 職名

パート職員

3 労働時間

ご相談に応じます。

(旭川市社会福祉協議会指定訪問介護事業所は、年中無休で、6時~22時がサービス提供時間ですが、日中しか勤務できない。月・水曜日しか働けないなどのご相談に応じます。)

4 休暇

(1) 年次有給休暇

あります。所定労働日数及び勤務年数に応じて付与します。

(2) その他の休暇

引当休暇、病気休暇、産前産後休暇など

5 給与など

(1) 時給

ア 介護福祉士

1,390円(時給1,060円+330円(処遇改善等加算))

イ 介護職員初任者研修修了者

1,360円(時給1,030円+330円(処遇改善等加算))

(2) 各種手当

住居手当、特殊勤務手当、退職手当(勤続1年以上(勤務月数×1,000円))など

(3) 賞与はありません。

(4) 保険など(労働日数によって異なります。)

社会保険、雇用保険、労災保険 ※社会保険又は雇用保険のみの加入も可能です

(5) 職員親睦会

月額100円を負担していただきます。

(6) 賃金支払日

月末締め翌月15日(銀行振込)

6 試用期間

採用日から3か月間です。

7 お問い合わせ先

社会福祉法人旭川市社会福祉協議会 在宅サービス課(担当 大海寺)

電話:0166-60-1755

Mail zaitakusa-bisu@asahikawa-shakyo.or.jp

だいかいじ

